

緊急小口資金（特例貸付）のご案内

東北地方太平洋沖地震等により被災された世帯に対して、当座の生活費を貸付いたします。

貸付金額 20万円以内

利子 無利子

据置期間 貸付の日から1年以内

返済期間 据置期間後、2年以内

連帯保証人 不要

ただし、返済期間内に返済が完了しない場合は、貸付残金に対して、年10.75%の延滞利子が発生します。

貸付対象

次の～の地域から秋田県内に避難した世帯のうち、今後、秋田県内に1カ月以上居住し、継続的に連絡が取れる世帯

平成23年東北地方太平洋沖地震により、災害救助法の適用となった地域

平成23年3月12日以降に発生した長野県北部を震源とする地震により、災害救助法の適用となった地域

・の地震により被災したため、特例措置が必要な地域として、都道府県知事が設定した地域

平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の退避指示の対象となった地域、自宅など屋内待機指示の対象となった地域

申込み先

避難先の市町村社会福祉協議会

申込みに際して必要なもの

ご本人の確認及び被災地に住所を有していることが確認できるもの

（健康保険証、運転免許証、住基カード、公共料金支払の領収書、源泉徴収票など）

印鑑(実印)

お持ちでない場合は、書類(借入申込書・借用書)に拇印いただきます。

貸付金の送金

市町村社会福祉協議会から届いた借入申込書等を秋田県社会福祉協議会で審査した後、指定の金融機関・口座に振込みます。（送金まで5日程度かかります）

ただし、要件に該当しない場合、減額または貸付を行わないことがあります。

～ご相談・お申込みは、避難先の市町村社会福祉協議会へ～